

平成 27 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社RS Technologies
代表者名 代表取締役社長 方 永 義
(コード番号：3445 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 正行
(TEL) 03-5709-7685

募集新株予約権（有償発行新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 19 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権は、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、当社取締役及び従業員並びに子会社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

このうち、当社取締役に対して付与する第 2 回新株予約権は、行使価額を基準として当社株価が一度でも一定の値（当社の年初来安値を目安に行使価額の 70%に設定）まで下落した場合には、強制行使することを義務付ける内容となっており、当社取締役が株価下落に対する一定の責任を負うこととなっております。当該条件を設定することにより、当社グループの業績及び株価変動についてのリスクを株主の皆様と共有し、さらなる企業価値の向上を目指すことを目的とするものであり、一度の株価下落に対する一定の責任を長期的に負うことを意図し、行使期間は 10 年間に設定しております。

また、第 3 回新株予約権には、中期的な業績目標の達成条件を付しており、当社の連結業績において、あらかじめ定める業績目標を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであり、業績向上に対する意欲及び士気をより一層向上させることを目的としており、中期的な期間として、下記の株価の行使条件達成時期も勘案し満期日までの期間を 5 年間に設定しております。

さらに、第 2 回及び第 3 回に共通する行使条件として、各新株予約権を権利行使するためには、当社の株価終値を一度でも 3,050 円を超過しなければならない旨を定めております。当該株価水準は、既存株主の皆様の利益を保護する観点から、本件新株予約権を行使するために最低限達

成すべき水準として、当社新規上場時の株価及び年初来高値を上回る株価水準として、3,050円といたしました。また、当該株価水準には、日々の株価終値そのものを重視し、一定の期間の平均値を採用しておりませんが、新規上場時の株価及び上場来高値を超える水準に設定することで時価総額の最大化を目指し、既存株主の皆様への売却機会を提供することによって、株主利益にもつながると判断したものであります。

さらに、第2回及び第3回新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の5%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 第2回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、2,800円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」という）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（平成27年6月18日）での東京証券取引所における当社株価の終値2,499円/株、株価変動性40.21%、配当利回り0.00%、無リスク利率0.48%や本新株予約権の発行要項に定めた条件（行使価額2,499円/株、満期までの期間10.0年、3.(6)に定めた行使の条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（平成27年6月18日）での東京証券取引所における当社株価の終値である金2,499円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成27年7月21日から平成37年7月20日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、

上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、上記3.（2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする）に70%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者は割当日以降、①の場合を除き、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が3,050円を超えた場合にのみ（但し、上記3.（2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする）、本新株予約権を行使することができるものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成27年7月21日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3. (4) に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. (6) に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 5 に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成 27 年 7 月 21 日

9. 申込期日

平成 27 年 6 月 30 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社代表取締役 1 名 1,000 個

以上

Ⅲ. 第 3 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,720 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 172,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、2,100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」という）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（平成 27 年 6 月 18 日）での東京証券取引所における当社株価の終値 2,499 円/株、株価変動性 33.79%、配当利回り 0.00%、無リスク利率 0.116% や本新株予約権の発行要項に定めた条件（行使価額 2,499 円/株、満期までの期間 5 年、3. (6) に定めた行使の条件、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、

「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日(平成27年6月18日)での東京証券取引所における当社株価の終値である金2,499円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成29年4月1日から平成32年7月20日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下①及び②に掲げる全ての条件に合致するものとし、③から⑥に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

① 新株予約権者は、平成28年12月期から平成29年12月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（a）営業利益が1,820百万円を超過した場合

行使可能割合：50%

（b）営業利益が1,912百万円を超過した場合

行使可能割合：100%

ただし、平成27年12月期から平成29年12月期までのいずれかの期の営業利益が927百万円以下となった場合、それまでに確定した割合を除き、新株予約権を行使することはできない。

② 新株予約権者は割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が3,050円を超えた場合にのみ、（但し、上記3.（2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）本新株予約権を行使することができるものとする。

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成27年7月21日

5. 新株予約権の取得に関する事項

（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（2）新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の

行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 27 年 7 月 21 日

9. 申込期日

平成 27 年 6 月 30 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	6 名	700 個
当社従業員	60 名	1,000 個
当社子会社従業員	5 名	20 個

以上

IV. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、割当てを受ける当社代表取締役社長方永義が支配株主にあたるため、支配株主との取引等に該当しております。

1. 公正性を担保する措置および利益相反回避措置

本新株予約権は、社内で定められた規則ならびに手続に従って発行しております。また、権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容および条件等についても、上記「Ⅱ. 第 2 回新株予約権の発行要領」と「Ⅲ. 第 3 回新株予約権の発行要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであります。なお、利益相反を回避するため、利害関係のある取締役（代表取締役社長方永義、取締役本郷邦夫、取締役鈴木正行、取締役近藤淳行、取締役石黒正亮、取締役李宗根）は、一旦取締役会が行われている会議室から退出し、審議には参加していません。

2. 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本日開催の当社取締役会の決議に従い、新株予約権の発行の決議事項について内容および条件の妥当性を決定しております。

当該決定に際して、平成 27 年 6 月 19 日に、支配株主と利害関係のない独立役員である社外取締役渡邊泰紀が、代表取締役社長方永義は、支配株主にあたるため、同氏に対する本件新株予約権の付与は、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当しますが、(1) 同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであり、(2) 本件新株予約権が平成 27 年 6 月 19 日開催の当社取締役会決議の内容及び条件に基づき当社の業績及び株価向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として付与されること、(3) 本新株予約権の内容・発行手続きについては、権利行使価格を始めとする発行内容及び条件等については一般的な新株予約権の発行内容及び条件から逸脱するものではないこと、発行価額についても公正性を担保するため第三者評価機関に評価を依頼しその算出結果と同額に決定していること、手続きについては弁護士からアドバイスを受けて実施していることを踏まえ、指摘すべき事項も認められないことから、代表取締役社長方永義に対する本件新

株予約権の付与は、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨を意見表明しております。

3. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成 27 年 4 月 2 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「原則として、支配株主及び支配株主が議決権の過半数を所有する会社との取引はしない方針であります。もし、支配株主と取引を行う場合には、取締役会で決議をすることとし、一般的な取引条件で取引を行うことにより少数株主に不利益を与えることがないように留意しております。」

本新株予約権の発行は以上の指針に基づいて決定いたしました。

以上